

○伊丹市地域自治組織の設立等に関する条例

平成30年3月28日条例第8号

伊丹市地域自治組織の設立等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、伊丹市まちづくり基本条例(平成15年伊丹市条例第1号)第10条の2に規定する地域自治組織の設立等に関し、必要な事項を定めることにより、本市における地域コミュニティの基盤強化を図り、もって市民による主体的なまちづくりを推進することを目的とする。

(地域自治組織の認定)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当するものを地域自治組織(前条の目的を達成するための組織をいう。以下同じ。)として認定することができる。

- (1) 実施する活動の範囲が伊丹市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則(平成23年伊丹市教育委員会規則第2号)別表第1で定める小学校の通学区域(以下「小学校の通学区域」という。)であること。ただし、市長が地域の活動状況によりやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- (2) 前号に規定する区域内に居住する全ての住民が構成員に含まれていること。
- (3) 構成員が、地域自治組織が実施する活動に参画できる仕組み及び構成員の意見を広く聴取する仕組みを有していること。
- (4) 実施する活動に関して、構成員に対し、情報を広く発信して情報を共有する仕組みを有していること。
- (5) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、保有する個人情報(同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。)について、当該個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じていること。
- (6) 情報の公開その他情報管理を適切に行う体制を有していること。
- (7) 運営に必要な役員として、代表者、会計監査その他規則で定める役員が選任されていること。
- (8) 地域が抱える課題を解決するため、規則で定める部会を設置していること。
- (9) 目的、名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の運営方法、前号で定める部会、監査その他組織の民主的な運営に必要な事項として規則で定めるものが規約に定められていること。

2 前項の認定は、一の小学校の通学区域又は同項第1号ただし書により市長がやむを得ないと認めた区域につき一団体に限り行うものとする。

3 第1項の認定を受けようとするものは、規則に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 地域自治組織は、第1項の規定により認定された内容を変更しようとする場合は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

5 第1項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

6 前2項の規定にかかわらず、小学校の通学区域が変更された場合であっても、地域自治組織が実施する活動の範囲に変更がないときは、変更の申請を要しない。

7 市長が必要と認める場合は、第1項及び第5項の規定により準用する第1項に規定する認定に際し、条件を付することができる。

(地域自治組織の責務)

第3条 地域自治組織は、地域における自治の推進を図るため、地域が抱える課題の解決に向けて地域活動に取り組むとともに、より良い地域づくりに努めるものとする。

2 地域自治組織は、事業の円滑な運営に努めるとともに、適切な会計処理を行わなければならない。

(地域自治組織への支援)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、地域自治組織の設立及び地域活動の運営その他地域における自治の推進に、必要に応じて職員を派遣し、情報提供、助言等、必要な支援を行うものとする。

(地域自治組織への市民の参画等)

第5条 市民は、地域自治組織が実施する活動に積極的に参画するよう努めなければならない。

2 地域自治組織は、必要に応じて、第2条第1項第1号に規定する区域内で事業及び活動を行う個人又は法人、通学者、通勤者及び団体と連携するものとする。

(地域ビジョンの策定等)

第6条 地域自治組織は、地域ごとの地理的な特性、自然、歴史等の地域資源等を活用し、地域の課題を解決するため、次の各号に掲げる事項を定めた計画(以下「地域ビジョン」という。)を策定するものとする。

- (1) 将来像
- (2) 現状と課題
- (3) 課題を解決するための基本方針
- (4) 前号の基本方針に沿った具体的な取組

2 地域ビジョンの計画期間は、10年とする。

3 第1項第4号に掲げる取組の内容は、次に掲げる分野ごとに定めるものとする。

- (1) 健康及び福祉に関すること。
- (2) 地域環境に関すること。
- (3) 防犯、防災及び交通安全に関すること。
- (4) 地域の活性化に関すること。
- (5) 子どもの健全育成に関すること。
- (6) 地域活動の拠点に関すること。
- (7) 地域自治の強化に関すること。
- (8) その他地域自治組織が必要と認める分野

4 地域自治組織は、地域ビジョンの策定にあたっては熟議を行わなければならない。

5 市は、地域ビジョンの策定の過程に参画し、市の方針及び施策等について十分な説明責任を果たさなければならない。

6 地域ビジョンは、地域自治組織の総会の議決を経た上で、構成員に周知しなければならない。

7 地域自治組織は、第1項第1号に規定する将来像の実現のために、地域ビジョンの進捗管理をしなければならない。

8 地域自治組織は、地域ビジョンの進捗状況を構成員に周知しなければならない。

9 地域自治組織は、地域ビジョンに基づき、年度ごとに事業実施計画を定めるものとする。

10 地域自治組織は、必要に応じて地域ビジョンの変更を行うものとする。この場合においては、第4項及び第6項の規定を準用する。

(地域総括交付金)

第7条 市長は、予算の範囲内において、地域ビジョンの実現に資するもので地域自治組織の運営に要する経費等に対し、地域総括交付金(以下「交付金」という。)を交付することができる。

2 交付金の交付を受けようとする地域自治組織は、地域ビジョンを市長に届け出るとともに、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 前項の規定により届出をした後に前条第10項の規定による地域ビジョンの変更を行った場合には、市長に対してその旨を届け出なければならない。

(監査の実施及び実績報告)

第8条 交付金の交付を受けた地域自治組織は、年度ごとに監査を実施するとともに、事業の実績を市長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し、交付金の返還及び繰越し)

第9条 市長は、地域自治組織が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7条第1項に規定する経費以外に使用したとき。
- (2) 交付金の交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 交付金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) その他この条例に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合は、期限を定めて当該取消しに係る交付金の返還を命じるものとする。

3 第1項第3号の規定にかかわらず、地域自治組織が地域ビジョンの実現のために必要と認める場合は、市長と協議の上、交付金を次年度に繰り越すことができる。

(調査等)

第10条 市長は、交付金の交付を受けた地域自治組織の適正な運営のため必要と認める場合は、当該組織に報告を求め、又は帳簿書類その他の物件を調査できる。

2 市長は、前項の報告又は調査の結果により必要があると認める場合は、地域自治組織に対して指導又は助言を行うことができる。

3 地域自治組織は、規則で定めるところにより、書類を保管しなければならない。

(是正措置等)

第11条 市長は、地域自治組織が次の各号のいずれかに該当する場合には、是正を命じることができる。

(1) 第2条第1項各号の規定に該当しなくなつたと認めるとき。

(2) 地域自治組織の規約に基づいた運営が行われていないと認めるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、地域自治組織が前項の是正命令に従わない場合は、地域自治組織の認定を取り消すことができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月1日から施行する。ただし、第7条から第10条までの規定は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、伊丹市地域自治組織設立等試行事業実施要綱(平成26年12月制定。以下「要綱」という。)の規定により設立した地域自治組織は、この条例第2条第1項による認定を受けたものとみなす。

3 この条例の施行の日前に要綱の規定により認定を受けた地域ビジョンは、この条例第7条第2項による届出があつたものとみなす。

(伊丹市まちづくり基本条例の一部改正)

4 伊丹市まちづくり基本条例(平成15年伊丹市条例第1号)の一部を次のように改める。

(次のよう略)
